

本内容は令和7年度補正予算政府案に基づいたものであるため、
事業内容について変更となる場合がございますことをご理解願います。

事務連絡
令和7年12月8日

南幌町農業経営者各位

南幌町役場産業振興課農政係

令和7年度補正 担い手確保・経営強化支援事業要望調査について

平素より本町農政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、農林水産省令和7年度補正予算事業の実施にあたり下記のとおり要望調査を行いますので、事業申請を希望される場合、必要書類をご用意のうえ令和7年12月16日(火)までに役場2階産業振興課までお越し願います。

期間が大変短く申し訳ありませんが、申請スケジュール上ご理解願います。

記

1 事業名 令和7年度補正 担い手確保・経営強化支援事業（農水省補助事業）
※農水省 HP https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R7ni_shien/index.html

2 事業内容

■担い手確保・経営強化支援事業（ポイント制）

担い手確保・経営強化支援対策

- (1) 内容 融資を活用して農業用機械・施設導入事業
- (2) 必須目標 「付加価値額の1割以上の拡大」
- (3) 選択目標 1. 経営面積の拡大、2. 農産物の価値向上、3. 農業経営の複合化、4. 農業経営の法人化、5. 青色申告の取組、6. 環境配慮の取組、7. 農作業の共同化、8. 労働時間の縮減、9. 輸出の取組

(4) 補助額 次の①～③により算定した額のうち一番低い金額

①事業費×1／2

②融資額

③事業費-融資額-各種団体等からの助成額（下取り額含む）

※補助上限額：3,000万円（法人）

1,500万円（個人）

3 助成対象 農産物の生産、加工、流通、販売その他の農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械等（スマート農業優先枠あり）

※経営規模等に照らして過剰な能力・規模の機械ではないこと

※事業費は各整備内容について50万円以上であること
※耐用年数はおおむね5年以上20年以下のものであること
(中古機械等の場合は残存耐用年数2年以上であること)
※軽トラック、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものを除く

4 要望方法 次の①～④の手順に沿って要望の手続きを行います。

- ①必要書類（青色申告決算書、見積書、カタログ等）を用意。
- ②必要書類を持参のうえ役場2階産業振興課までご来庁願います。
- ③別添資料「配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント計算表」にてポイント計算を行います。
- ④23点以上の場合（目安）、事業概要等詳細の聞き取りを行い、当方から北海道空知総合振興局へ要望申請を行います。

※担当が不在の場合がございますのでご来庁前にお電話いただけますと確実なご対応が可能です。

※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント配分については来庁前に一度ご自身で試算いただけますようお願いします。23点以上に達しない場合、当方から本事業に係る北海道空知総合振興局への要望申請を行わない場合があることにご留意願います。

◎本事業は各経営体で実施している取組（付加価値額の拡大、経営面積の拡大、法人化、輸出の取組、女性の経営参画等）をポイント化し、申請者個人ごとに計算を行った後、市町村ポイントと合計し要望申請を行い、ポイント上位者から国の予算額の範囲内で採択となるものです。

例) 農業者 A	22点
南幌地区の地区取組内容ポイント	1点
計	23点

参考：令和6年度補正事業 採択基準ポイントボーダー 27点
令和5年度補正事業 採択基準ポイントボーダー 24点
令和4年度補正事業 採択基準ポイントボーダー 22点

- 5 必要書類 ①導入予定機械等の参考見積書
②導入予定機械等のカタログ
③個人経営：青色申告決算書の写し (令和6年度)
法人経営：法人決算報告書 (令和6年度)
④就業者人数が確認できる書類
※事業概要等の詳細聞き取りの結果、ポイントが23点以上獲得でき、要望提出を行うこととなった場合、上記の他に提出が必要となる書類が発生しますことをご理解願います。
※配分基準に係る助成対象者の取組内容ポイント計算を行うためには令和6年度青色申告決算書（法人決算報告書）が必要となりますので、お忘れないようお願いします。
※導入予定機械等の参考見積書及びカタログについては、事業費及び補助額算出等申請のうえで不可欠となります。要望期間が大変短く申し訳ありませんが、お早めにご用意いただけますようお願いします。

- 6 留意事項
- 本事業は令和7年度予算事業であるため、原則令和7年度内（令和8年3月）に納品、町からの補助金支払い、融資実行を完了する必要があり、非常にタイトなスケジュールとなることをご理解願います。
 - 本事業は融資活用が補助の条件となるため、お早めに融資機関に対し事業活用についてご相談いただけますようお願いします。
※農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）については、融資審査に時間がかかるため、スケジュールの都合上活用できない場合があることをご理解願います。
 - 導入予定機械等については、農業経営改善計画への追加についても併せて計画変更のお手続きをいただきます。
 - 過去に本事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（旧経営体育成支援事業含む）の事業活用を行い、設定した成果目標が未達成となっている経営体については今回の事業申請及び実施は不可となることをご留意願います。

参考：取組内容ポイントの計算で必須となる「付加価値額」とは

農業における事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された財・サービスの費用を差し引き算出。本事業においては、当該機械の導入を含めた農業経営の取組全体により、目標年度（令和9年度）までに付加価値額の拡大を目指すものです。

【付加価値額の算出方法】

令和6年損益決算書等の資料に基づき「収入－経費＋人件費」で算出。

例1）個人経営体が青色申告決算書を使用

【⑦欄：収入金額計】－【⑬欄：経費】＋【⑯欄：雇人費】＝付加価値額

例2）法人経営体が決算報告書を使用

【損益計算書 売上高※1 + 雑収入のうち補助金収入等】－【売上原価 + 販売費及び一般管理費】＋【人件費※2】

＝付加価値額

※1 売上高には農業関連事業以外の収入は含むことができません

※2 人件費＝給料手当、役員報酬、法定福利費、福利厚生費、賞与、退職金等全て含めて計算する必要があります。

◎ゼロやマイナスの場合、ポイント獲得はできません。

【本事業についてご不明な点等ございましたら担当宛てお問合せ願います。】

南幌町役場産業振興課農政係 担当：間島

電話：011-398-7151（直通）

FAX：011-378-2131